

VII-155

放置艇とマリーナの立地に関する一考察

日本大学大学院 学生会員 稲葉 直志 江田 武久
日本大学理工学部 正会員 前野 賀彦 竹澤 三雄

1. 研究の目的と意義

プレジャーボートの増加に対して、港湾、漁港、河川などの公共水面に無断係留する放置艇が増えている。一方、マリーナの収容隻数に目を向けると必ずしも満隻の状態ではなく、マリーナ建設が放置艇問題解消に効力を十分発揮しているとは言い難い。そこで本研究では、マリーナの利用を進めるためにも、マリーナの地理的な条件に着目し、放置艇とマリーナの位置関係について検討した。

2. 研究の方法

東京都内で特に在籍艇の多い江戸川区、江東区周辺を中心に、放置艇が多いと思われる河川を選定し、それら河川について現地調査を行った。調査を行った河川及び水域は、新芝川、江戸川、旧江戸川、中川、新中川、境川、真間川及び千鳥町である。調査は'96年6月から10月に行い、各河川及び水域に係留されている放置艇の隻数と、係留されている位置について踏査した。また、調査した河川周辺におけるマリーナは14ヶ所で、¹⁾ '96年12月現在の収容能力、空隻状況、利用料金を電話調査した。さらに、東京湾岸から放置艇に係留されている位置及びマリーナの立地されている位置までの水上距離を地図上で計測し、放置艇とマリーナの位置関係を調査した。なお、河川と港湾の明確な区分がないため、河川においては各河川の河口

から第1橋梁を東京湾岸の基準点とし、0m地点とする。



図-1 調査地域

3. 調査結果と考察

図-2 は、調査河川及び水域における放置艇の状況

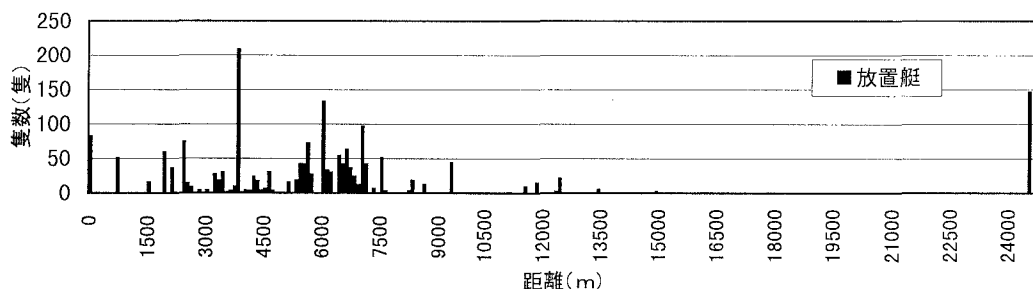


図-2 放置艇分布状況

キーワード 放置艇、マリーナ、水上距離

連絡先 〒101-8308 千代田区神田駿河台1-8-14 Tel03-3259-0676 Fax03-3293-3319

であり、東京湾岸基準点から放置艇の係留位置までの水上距離とその地点での隻数を示している。東京湾岸基準点から3000mの地点では、50隻前後の放置艇がみられ、これらの放置艇は、真間川、境川などの小規模河川もしくは、千鳥町などの静穏水域を有する港湾区域に存在する。基準点より4000m地点では、200隻以上の放置艇があり、突出している。また、6000mから8000mまでの地点では、全体的に高い数値を示しており、この区間だけで1000隻ほどの放置艇がみられる。さらに、24000m地点では150隻近くの放置艇がみられ、海洋より遠く、海洋に出るまで時間のかかる地点でも艇が放置されていることは明らかである。

図-3は、東京湾岸基準点からマリーナまでの水上距離とマリーナの収容能力及び空隻状況の関係である。大規模なマリーナは、東京湾岸基準点から3000mまでの比較的港湾に近い水域に立地しているのに対して、3000m地点より上流に立地しているマリーナの規模は比較的小さく、これら河川マリーナの大半は民間マリーナで、水域占用許可の問題や資金不足の問題があるため、大規模なマリーナが困難である。図-2及び図-3より、東京湾岸基準点から3000mまでの区間に大規模なマリーナが集中しているにもかかわらず、この区間に放置艇がかなり存在していることから、必ずしも放置艇のニーズに応えていないことが明らかになった。また、4000mの地点あたりから放置艇の数が顕著に表れ、8000mの地点までにかかなり多くの放置艇があるにもかかわらず、この区間にはマリーナが存在しなく、20000m地点は、その周辺の放置艇を収容できるだけの空隻があるにもかかわらず、マリーナを利用していないという現況である。

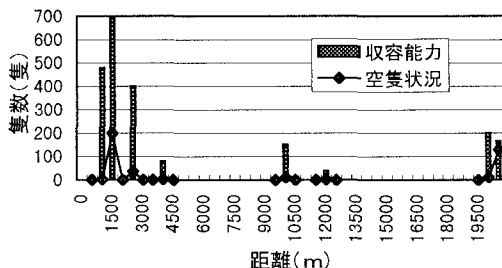


図-3 マリーナ分布状況

図-4は、東京湾岸基準点よりマリーナまでの水上距離と25Ft艇保管料の関係を示したもので、基準点

に近い位置に立地しているマリーナの艇保管料は、一部高額になっているが、河川上流区域でのマリーナ艇保管料は、年額50万円前後で大きな差はみられない。また、図-3の空隻状況と図-4を比較すると保管料が高額であるからといって空隻があるとは限らず、保管料が比較的低額なマリーナであっても空隻があることから、マリーナの利用料金の問題だけではなく、マリーナの立地が放置艇問題には重要な要素であることが明らかになった。

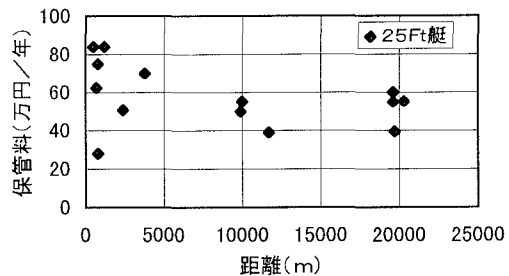


図-4 マリーナ利用料金分布状況

4. 結論

大規模なマリーナを港湾区域もしくは港湾に近い水域に建設したとしても放置艇は解消されない。湾岸にあるマリーナまで遠い地域に住む艇保有者にとって、自動車もしくは他の交通機関で湾岸に向かうよりも、河川を利用して海洋に出られるのであれば、湾岸にあるマリーナに高額な利用料金を払うよりも河川に艇を放置したほうが利便性が高いことは明らかである。公共、民間のマリーナ共に、高額な利用料金ではなく、現在、艇が放置されている位置を考慮したマリーナ展開が必要であるが、マリーナの建設用地の不足や、既存マリーナの拡張あるいは、大規模な民間マリーナの展開の困難さという現状があるため、民間マリーナの支援策と既存静穏水域の占用許可を積極的に行うことが必要不可欠となる。現在、艇が放置されている水域の中にも、十分マリーナとして利用できる静穏水域もあり、それらの水域利用の促進と、利用者のニーズにあった施設内容と料金設定が今後のマリーナ展開で重要であると考えられる。

参考文献

- 1) 社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会 (1994) : 「全国マリーナ・ビーチガイドブック」PP.84~PP.110